

令和 2 年 3 月 26 日  
健 発 0326 第 50 号  
薬 生 発 0326 第 11 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」等の一部改正について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 42 号）が本日公布され、施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）及び「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについての一部改正について」（令和 2 年 2 月 4 日付け健発 0204 第 1 号・薬生発 0204 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することとし、同令による結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準等の改正部分について、本日より適用することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。